

令和2年3月（第3回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	7番	高木 敬司
8番	中村 光博	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

欠席 6番 野田 祐士

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第6	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第6号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	議案第7号 農地の実勢賃借料情報の提供について
日程第11	令和2年（2020年） 第4回 委員会の日時について

7. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	森崎 大輔
主 査	堀田 章一郎		

## 8. 会議の概要

(農地係長)

みなさんこんにちは。本日は、福岡事務局長が3月の町議会定例会のため欠席でございます。会議に入ります前に、入口でマスクの着用や手指消毒をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大予防のためご協力をお願いいたします。

それでは只今から、令和2年第3回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、6番野田委員さんより欠席の連絡を頂いております。農業委員さん14名中13名出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、まずもってご報告いたします。

これより先の議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしく願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番西川委員さん、12番荒川委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、本案を農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とさせていただきます。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番つきましては、7番高木委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告致します。

3月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人が今後耕作ができないとの事で、今回申請されました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では耕運機、トラクターは借りるとのことでありました。

主に生産されている農作物は米、柿、栗で、申請地には米を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数45年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、7, 127㎡で問題はないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、12番荒川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告致します。

3月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人と配偶者が経験年数50年、年間240日となっております。

取得後の農地の面積については、5,709㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、7番高木委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告致します。

3月8日に高森推進委員さんと譲受人に聞き取り調査を行いました。

譲受人は、熊本市の実家にて梨を作られていらっしゃいますが、今回、自宅の隣接地を取得するため申請されました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では噴霧器、トラックを所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は梨で、申請地にも梨を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年年間150日、配偶者は経験年数10年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、9,009㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号4番つきましては、12番荒川委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告致します。

3月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は米で、申請地にはジャガイモや玉葱を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、8,135㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部、権利取得者が農地所有適格法人の案件でございます。菅推進委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(菅推進委員)

3月8日に譲受人である法人の関係者に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではSS、運搬車等を所有されており問題ありません。

主に生産されている農作物は柿です。

譲受人は農地所有適格法人であり、取締役3名とも農業常時従事者です。

取得後の農地の面積については、31,493㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

9番大村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(9番委員)

3月9日に吉村推進委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、大村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番と2番につきましては8番中村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

3月4日に江島推進委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について中村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番についてですが、こちら8番中村委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

続きまして番号2番についてご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

(議長)

只今、番号2番について中村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部でございますが、10番西村委員さんに調査を頂いてお

ります。補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

3月2日に岩村会長、中川推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電施設を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土

地がないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力についてですが、現時点で添付されている見積りに対して、それを上回る資金証明が添付されておられませんので、確認が取れません。また、申請地には根抵当権が設定されておりますが、根抵当権者の同意書も提出されておられません。

申請地では一部工事が事前着工されているところがあり、始末書の提出を依頼してありますが、現時点では提出されておられません。

申請地に係る経済産業省の認定及び九州電力の接続認証も取得されていると聞いておりますが、それを証明する書類が提出されておられません。

規模については土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地へ及ぼす影響もないと考えます。

今回の案件については、審議するために必要な添付資料が複数不足しており、基準を満たしているかどうかの判断ができない状態です。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、西村委員さんより補足説明を頂きました。本件につきましては添付書類が十分ではないということをございまして、その内容等について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今、西村委員さんよりご報告がありました。事務局からもう少し詳しく説明をいたします。

まず前提として、行政手続法上、申請があった場合、農業委員会は添付書類が不足していても受付しなければなりません。

今回、申請を受け付けた際に添付書類が不足しておりましたので、業者に確認しました。委員会までには提出するとの事でしたが、ご報告があったとおり、資金証明書、根抵当権設定者からの同意書、経済産業省や九州電力関係の書類の提出がございません。

本件につきましては、添付書類が不足しておりますが、申請がありました以上、委員会にかけなければなりませんので、ご審議の程よろしく願います。

(議長)

ただいま事務局から補足説明をいただきました。

添付書類が不足しています。しかし、申請があった場合、受付はしなければなりません。書類がないため、県も許可することはできないだろうと推測しておりますが、いかがいたしましょうか。ご意見ご質疑はございませんか。

(1 番委員)

受け付けはしないといけませんね。

(7 番委員)

根抵当権設定者から同意がないのは良くないですね。

(議長)

一応、申請書取り下げの話もありますが、取り下げの手続きもされていないとの事です。

否決した方がよろしいでしょうか。

(委員多数)

はい。

(13 番委員)

山林の部分はどうなるのでしょうか。山林は農業委員会とは関係ありませんよね。

(議長)

山林は農地法とは関係ありませんが、経済産業省や九州電力との調整ができていなければ、売電はできません。

書類が整ってから、再度申請していただければ審議はできると思いますが、いかがでしょうか。

(1 番委員)

事前着工はどのようになっていますか。

(事務局)

資料の写真のとおり、パネルを乗せる杭に関しては広範囲に設置してあります。

(10 番委員)

排水ですが、農免道路の方に持ってきてありますが、U 字溝がないところです。杉堂の集落の方に来るようになっています。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に反対の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員反対ということでございまして、本案の転用は許可基準の一部の項目を満たしていないので不許可相当とする意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございますが、再設定が33筆、新規が8筆でございます。

まず、番号8番から審議をお願いしたいと思いますが、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部、番号8番についてご審議をお願いします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

それでは、審議を進めたいと思います。

賃借権設定の部でございますが、8番を除いた他の案件でございますが、本件についてのご意見、ご質疑等ございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部でございますが、設定を受けるものが農地所有適格法人以外の法人でございます。ご審議をお願いいたします。本件についてのご意見、ご質疑等ございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用賃借権設定の部でございますが、関係委員さんにつきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

本件につきましては、5番西川委員さんに調査をいただいております。  
補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

これは野田委員さんの案件ですが、3月町議会定例会出席のため欠席です。  
代わりにご報告いたします。

3月6日に、当該法人の関係者とお会いし、聞き取り調査を行いましたので  
ご報告いたします。

貸人家族は今まで個人で酪農をされておりましたが、この度、法人を設立さ  
れました。今後は法人にて事業の規模拡大を図るとの事です。

農地所有適格法人の認定には、5つの要件を満たす必要があります。

借人の法人は、「株式会社」であり、要件を満たしています。

会社の事業目的は「酪農業」「畜産業」「農作業の受託」等となっており、  
農業が主な事業となっていますので、要件を満たしています。

構成員の要件について会社の構成員2名は、農業常時従事者(330日)であ  
り、要件を満たしています。

業務執行役員の要件について、取締役2名中、2名とも構成員であり、かつ  
農業常時従事者のため、要件を満たしています。

農作業の常時従事について、取締役2名は農作業常時従事者(330日)で  
あるため、要件を満たしております。

以上、問題はないかと思えます。委員の皆さん方のご審議をよろしくお願  
いします。

(議長)

ただいま、使用貸借権設定の部についてご説明いただきました。

本件につきましては、個人から法人に変更された内容でして、農地所有法人  
の認定も併せてご審議をお願いしたいと思えます。

何か本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人として認定することといたします。また、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員さんの入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございますが、2件でございます。

本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございますが、議事参与の制限に該当しますので、関係委員さんは一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、ご審議をお願いいたします。  
何か本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。  
関係委員の入室をお願いいたします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

まず、賃借権設定の部の1番と2番についてご審議をお願いいたします。  
何か本件についてのご意見、ご質疑等はありませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定する事といたします。

次に使用貸借権設定の部ですが、議事参与の制限に該当いたしますので、関係委員さんには一時退席をお願いいたします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。  
何かご意見、ご質疑等はございませんか。  
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

本案は原案のとおり決定する事といたします。  
関係委員さんの入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第10 議案第7号 農地法第52条第1項の規定に基づく農地の実勢賃借料情報の提供について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

《議案第7号説明》

(議長)

ただいま、議案第7号について説明を申し上げました。

本件につきましては、農地利用最適化実践チームにて審議をいたしました。  
その内容について2番西山委員さんに補足説明をお願いします。

(2番委員)

報告いたします。

2月21日14時から、令和2年実勢賃借料について、農地集積対策担当者  
会議を行いました。

令和2年の実勢賃借料は、事務局の説明どおりとなっております。

現金、物納共に賃借料として妥当であると判断いたしました。

委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

(議長)

それでは、本件についてご審議をお願いしたいと思います。

何かご意見、ご質疑等はありませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

本案は原案のとおり決定し、情報を提供することといたします。4月の広報  
誌に掲載することといたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、日程第11 令和2年第4回委員会の日時について申し上げます。次  
回は4月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたし  
ます。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員